

古平町住宅リフォーム補助制度(令和7年度)

・町民の皆さんが、既存住宅の耐震改修や下水道接続工事、太陽光発電設備及び蓄電池の新設工事を行う場合に予算の範囲内で工事費の一部を補助します。

※既に工事を始めていたり、工事が終わっているものは対象となりません。

対象となる住宅

古平町内の一戸建て住宅及び店舗や事務所併用住宅で、
店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみが対象となります。

対象となる工事

- ①リフォーム工事の補助対象工事費が20万円以上(消費税込)で、
令和8年2月末日までに完了する工事
- ②耐震改修工事(昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性を有していないものに限る)
- ③太陽光発電設備及び蓄電池の新設
- ④下水道接続工事

対象とならない工事

対象とならない工事の例は、次のような工事です。

- ①耐震改修を伴わないリフォーム工事
- ②補助対象工事を伴わない住宅の解体工事
- ③住宅とは別棟の車庫や物置のリフォーム工事
- ④太陽光パネルや蓄電池の増設や交換
- ⑤住宅以外の別棟に電気を供給する太陽光発電設備及び蓄電池の新設工事

補助金の額

- ①リフォーム工事費の30%で一戸当たり30万円が限度です。
- ②何回も補助金の交付は受けることはできず、1回限りです。

補助金額の特例

新規の**下水道接続工事**であって、個人町民税課税標準額が150万円以下
の場合は、**補助金額が補助対象工事費の40%で上限40万円**となります。

申し込みできる方

以下の条件を全て満たしている方です。

- ①古平町に住民登録している、又は6ヶ月以内に住民登録が見込まれる者であって、リフォームを行う建物に現に居住または居住予定であること
- ②申込者及びその世帯員それぞれの当年度個人町民税課税標準額^(注1)が、300万円以下であること
- ③下水道の供用区域内においては、接続済である若しくは今回のリフォーム補助制度において下水道接続工事を含むリフォーム工事を行う方^(注2)。

注1:個人町民税課税標準額については、町民課税務係までお問い合わせ下さい。

注2:下水道接続工事は、トイレと他の雑排水の全てを下水道に接続する必要があります。

申し込みについて

- ①申し込みは、古平町役場建設水道課管理係です。
- ②申請書、工事費内訳書、同意書及び写真を持参してください。
(写真は施工前で、施工する箇所・範囲を写したもの)

事務所等の下水道接続工事費に対する補助金の特例

次の要件を満たす法人又は個人が、町内に所有する事務所、工場、店舗、倉庫又は賃貸住宅などの住宅以外の建物^(注3)に下水道接続を行う場合にも、今回の補助制度を利用することができます。

- ①法人にあつては、町内に本店を有するものであつて、直前の事業年度の町民税法人税割が課せられていないこと。
- ②個人にあつては、申込者及びその世帯員それぞれの当年度個人町民税課税標準額が、300万円以下であること。(古平町に住民登録している者に限る)

注3:補助対象となる建物ごとに補助を行います。

なお上記以外にも補助制度の基準がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

古平町役場建設水道課管理係
電話番号 0135-48-9841